

水質規制に関する届出制度

あなたの事業場は大丈夫ですか？



写真：東京都港湾局提供

下水道に排水する23区の実業家の皆さま

○事業を開始する前や作業内容を変更する前に必要な届出をしていますか？

○下水道局への届出は法令で義務付けられています。

以下の場合には届出が必要です！

特定施設の設置・構造等の変更

除害施設の新設・増改築・使用方法の変更

事業場の名称・所在地・代表者氏名の変更

特定施設・除害施設の承継

特定施設・除害施設の使用廃止

海や川の水質を守り、皆さまの快適な水環境を維持するため、届出制度へのご理解とご協力をお願いします。



届出書は期限を守って正しく提出しましょう

新たに特定施設もしくは除害施設を設置して事業を始める場合、

工事を開始する前に、以下の届出書を提出してください。

新規事業場向け

① 特定施設設置届出書（工事着工の60日前まで）

公共下水道を使用する工場又は事業場が、特定施設を設置するとき。（下水道法第12条の3第1項）

② 除害施設の新設等及び使用の方法の変更届出書（工事着工の60日前まで）

除害施設を新設するとき。（東京都下水道条例第4条第2項）

③ 公共下水道使用開始（変更）届出書（下水道を使用する前まで）

日排水量50m³以上又は下水排除基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用するとき。（下水道法第11条の2）

施設の構造変更・作業内容の変更等の計画がある場合、

工事を開始する前に、以下の届出書を提出してください。

既設事業場向け

① 特定施設の構造等の変更届出書（工事着工の60日前まで）

特定施設の構造、使用方法、特定施設から排出される汚水の処理方法、公共下水道に排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとするとき。（下水道法第12条の4）

② 除害施設の新設等及び使用の方法の変更届出書（工事着工の60日前まで）

除害施設の増設、改築又は除害施設の使用方法の変更をしようとするとき。（東京都下水道条例第4条第2項）

-----<その他の届出>-----

届出名	届出が必要な場合	届出期限
氏名変更等届出書	事業場名、所在地、代表者の氏名等を変更したとき（除害施設の設置者は工場又は事業場の概要を変更したときを含む）	変更した日から30日以内
特定施設使用廃止届出書	特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内
除害施設使用廃止届出書	除害施設の使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内
承継届出書	届出者の地位を承継したとき	承継があった日から30日以内
工事完了届出書	特定施設又は除害施設に係る工事等が完了したとき	完了した日から5日以内

届出書Q & Aコーナー

Q 1

特定施設や除害施設って何ですか？

A 1

- ◎ 特定施設とは、排水の水質の規制が必要な施設として法令によって特別に指定された施設です。
 - ◎ 除害施設とは、特定事業場以外の事業場で下水排除基準に適合させるために汚水を処理する施設、又は特定事業場で直罰対象項目以外の項目を下水排除基準に適合させるために汚水を処理する施設です。
- ※特定施設の一覧及び下水排除基準については、下水道局のホームページに掲載しています。

Q 2

届出書の提出先はどこですか？

A 2

届出書は、所管の下水道事務所（裏面）にご提出ください。
届出書の様式は、下水道局のホームページか所管の下水道事務所から入手することができます。

Q 3

工事着工日が迫っており、60日前までの届出が厳しいのですが。

A 3

審査の結果、届出書の内容が適当であると認められる場合には、60日の実施制限期間を短縮することができます。届出時に所管の下水道事務所で相談してください。

Q 4

届出書を出さないとどうなりますか？

A 4

法律又は条例に基づく届出義務に違反した場合は、罰則を適用することがあります。
例：特定施設設置の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合、3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金を適用することがあります。

Q 5

書き方が分からないときはどうすればいいですか？

A 5

下水道局のホームページで届出書の記入例を示していますが、まずは、所管の下水道事務所に電話等でお問い合わせください。スムーズに届出書を記入していただけるよう、下水道局がサポートします。

届出制度に関するお問い合わせ及び提出先は以下の下水道事務所です。

事務所名	所在地・電話 ()内は夜間・休日の緊急用	所管区域
東部第一下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当	〒135-0016 江東区東陽七丁目1番14号 電話 03-3645-9648 (直通) (03-3645-9641) FAX 03-3649-8355	墨田、江東、港(台場に限る)、品川(東八潮に限る)の各区
東部第二下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当	〒124-0001 葛飾区小菅一丁目2番1号 電話 03-5680-1392 (直通) (03-5680-1268) FAX 03-5680-1624	足立、葛飾、江戸川の各区
西部第一下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当	〒165-0026 中野区新井三丁目37番4号 電話 03-5343-6209 (直通) (03-5343-6200) FAX 03-5343-6216	千代田、中央、港(台場を除く)、新宿、文京、台東、渋谷、中野、杉並、豊島、北、荒川板橋、練馬の各区
南部下水道事務所 お客さまサービス課 水質規制担当	〒145-0067 大田区雪谷大塚町13番26号 電話 03-5734-5045 (直通) (03-5734-5031) FAX 03-3728-8280	品川(東八潮を除く)、目黒、大田、世田谷の各区

下水道局ホームページ掲載情報

【東京都下水道局ホームページURL】

<http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>

【インターネットからも検索できます】

◎届出制度について

[東京都下水道局 届出](#)で検索

⇒届出様式がダウンロードできます。

◎特定施設一覧について

[東京都下水道局 特定施設一覧](#)で検索

◎23区内下水排除基準について

[東京都下水道局 下水排除基準](#)で検索

このリーフレット及び水質規制全般に関するお問い合わせ先

〒163-8001

新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都下水道局 施設管理部 排水設備課

電話 03-5320-6585 (直通)

FAX 03-5388-1706



平成28年度
規格表第4類
登録第43号

